

広島県選挙管理委員会告示第十三号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百九十四条の規定により候補者一人が支出することのできる選挙運動に関する支出の金額は、別表のとおりである。

令和八年一月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 大辻 茂

(別表)

選　　挙　　区	金	額
第　　1　　区		25, 202, 900円
第　　2　　区		24, 877, 700円
第　　3　　区		25, 315, 500円
第　　4　　区		24, 861, 100円
第　　5　　区		23, 481, 400円
第　　6　　区		24, 693, 400円